

磐城森林計画区
双葉町森林整備計画

双葉町
森林整備計画
福島県
双葉町

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和 15年 3月 31日

福 島 県
双 葉 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他の必要な事項	
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	12
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	12
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項.....	12
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林の保護に関する事項.....	12
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	12
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項.....	12
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法.....	12
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）.....	13
3	林野火災の予防の方法.....	13
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項.....	13
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他の事項	
V	その他の森林の整備のために必要な事項.....	13
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	13
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、福島県浜通り地方のほぼ中央に位置し、阿武隈山系を水源とする前田川が太平洋へと注ぎ、海洋性の比較的温暖な気候と多様な自然条件に恵まれた町である。

本町の森林面積は、2,872haとなっており、町の総面積5,142haの55.9%を占めている。私有林面積は2,540haで、うち人工林面積は1,070haあり人工林率が42.1%と県平均（36.7%）に比べて高い水準となっている。

本町の森林は、元々小規模所有者が多いことに加え、近年の産業構造の変化、木材価格の低迷により、森林に対する住民の意識・価値観が木材生産機能よりも、水源かん養機能や土砂流出防止機能等、生活環境保全機能を重視する方向に変化しつつある。

本町では、上水道や農業用水等の水源地となっている森林が多いため、浸透・保水能力の高い森林土壌を維持増進に努めるために、伐期の長期化や択伐による施業等を推進するとともに、育成途上にある森林では、除伐、間伐等を計画的に実施し、健全な森林の育成に努めることとする。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）により海岸線の森林が壊滅的な被害を受け、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域（帰還困難区域をいう。以下同じ。）の指定により、本町への立ち入りが制限されているところである。

（放射性物質関係）

また、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

2 森林整備基本方針

将来において、営林活動が行われる場合に、「水源涵養^{かん}」、「山地災害防止／土壌保全」、「快適環境形成」、「保健文化」、「木材生産」の多面的機能の発揮のため、それぞれの機能に応じた多様な森林の整備・保全を図る。その際、森林経営の受託や作業路網の整備を推進する。

なお、現時点では一般的な森林内作業は困難な状況であるが、公益目的の伐採等は認められており、Ⅱの第1～第3に伐採・造林・間伐に関する事項を示す。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要な樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定めるものとする。

(単位 林齢 :年)

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
本町全域	45	50	40	55	15	65	20

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既存の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えけるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を

空間的、時間的に分散させるものとする。

また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、サクラ等	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、双葉町農業振興課等又は林業普及指導員に相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	本表は、中仕立ての標準的な植栽本数です。(アカマツ、クロマツを除く。)樹種・植栽本数の決定に際しては、造林地の自然的条件、過去の施業体系、施業技術の動向等を勘案の上、定めるものとします。
ヒノキ	中仕立て	3,000	
アカマツ	密仕立て	5,000	
クロマツ	密仕立て	10,000	
広葉樹	中仕立て	6,000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、双葉町農業振興課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

(注3) 成長に係る特性が特に優れているとされる特定苗木を用いた場合で、コンテナ苗を用いた一貫作業システム等の植栽方法で、地形や地質など自然的条件が良好であり、従来よりも早期に成林が見込まれる場合は、低コスト造林として、標記の植栽本数より少ない植栽本数での実施も可能とする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈り払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈り払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。

植栽の時期	○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。
-------	--

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

樹 種 名		備 考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る。）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹 種	期待成立本数
クヌギ、コナラ等	10,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
-----	--------

地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採後3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行う。

〈立木度〉

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る。）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。また、天然更新の完了の確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は、1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は、1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

ア 優良種苗の安定供給

東日本大震災で被災した海岸林復旧のためのマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し成長に係る特性が特に優れている特定母樹から生産した特定苗木の供給を推進する。

イ スギ花粉の抑制対策

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、少花粉品種や特定苗木等の花粉症対策に資するスギ苗木の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとする。

ウ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進する。

エ 森林の再生

放射性物質拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。また、きのこ原木林

再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	中仕立て	3,000	19	25	32	40	—	<p>選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</p> <p>間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。</p> <p>*間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること</p> <p>平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。</p> <p>列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</p> <p>長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討のうえ、行うこと。</p> <p>施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。</p>
ヒノキ	中仕立て	3,000	19	25	32	40	—	
アカマツ	密仕立て	5,000	17	21	26	32	39	

「間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行う」

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数																				標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
下刈	スギ	○	◎	○	○	○	△	△														雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
	ヒノキ	○	◎	○	○	○	△	△														
	アカマツ	○	○	○	○	○	△	△														
つる切り	スギ												○		○							下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。
	ヒノキ												○		○							
	アカマツ													○								
除伐	スギ									△			○		○							下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。
	ヒノキ									△			○		○							
	アカマツ										△			○		△						
枝打ち	スギ										△			○		○					○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。
	ヒノキ										△			○		○					○	

(注1) ◎印は必要に応じて年2回実施するもの。(○は年1回実施)

(注2) 本表は、地位（中）における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

現時点で一般的な森林内作業及び具体的な区域の設定は困難であるが、水源涵養機能の維持増進、土地に関する災害の防止等の観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業方法

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

第8 その他必要な事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

現時点で一般的な森林内作業及び具体的な区域の設定は困難であるが、地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

2 鳥獣害対策の方法

現時点で一般的な森林内作業及び具体的な区域の設定は困難であるが、鳥獣保護管理

施策等との連携を図りつつ効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

現時点で一般的な森林内作業及び具体的な区域の設定は困難であるが、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 63	183.36

○機能区分等の読み替え表

現計画	新計画
水源涵養機能等維持増進森林（水土保持林）	水源の涵養 ^{かん} の機能、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能
環境保全機能等維持増進森林（森と人との共生林）	快適な環境の形成の機能、保健文化機能、その他の公益的機能
資源の循環利用林	木材の生産機能

※新計画の標記は全て「○○の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を省略して記載している。

(別紙2)

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

		総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	22年	6,932 (90.6)	3,384	3,548	928	492	436	959	518	441	1,138	578	560	2,028	1,037	985	1,879	753	1,126
	27年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構成比 (%)	22年	100.0	48.8	51.2	13.4	7.1	6.3	13.8	7.5	6.3	16.4	8.3	8.1	29.2	15.0	14.2	27.1	10.9	16.2
	27年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 総数の計の()内には隔年時の比率を記入する。

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造業		
実数 (人)	22年	3,345	257	3	3	263	912	0	2,170
	27年	3,320	0	0	0	0	1,116	0	2,204
	2年	61,807	0	0	0	0	59,397	0	2,410
構成比 (%)	22年	100.0	9.6	0.2	0.3	10.1	30.2	0.2	59.7
	27年	100.0	0	0	0	0	33.4	0	65.9
	2年	100.0	0	0	0	0	95.8	0	3.9

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	計	耕地面積						草地 面積	林野面積			その他 面積
				田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	22年	5,140	722	624	90	8	5	0	3	22	2,985	2,985	-	1,411
	27年	5,142	-	-	-	-	-	-	-	-	3,001	3,001	-	-
	2年	5,142	-	-	-	-	-	-	-	-	2,925	2,925	-	-
構成比 (%)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 「林野面積」について調査が行われなかった年次については空欄とする。
 4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
 5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業 場用地	住 宅・ 別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用	農用地	公共用地	その他
年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
年							
年							

- (注) 1. 資料は、農林業センサスとする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積 面積 (A)	比 率	計	人工林 (B)	天然林	人工林率 (B/A)
	ha	%	ha	ha	ha	%
総 数	2,872	100.0	2,540	1,070	1,470	37.3
国 有 林	332	11.6	0	0	0	0.0
公 有 林	計	184	184	97	87	52.7
	都道府県有林	0	0	0	0	0.0
	市町村有林	184	184	97	87	52.7
	財産区有林	0	0	0	0	0.0
私 有 林	2,356	82	2,356	973	1,383	41.3

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に () 書きで内数として記するとともに部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在 (市町村) 者・不在 (市町村) 者別私有林

	年 次	私有林合計	在 (市町 村) 者面積	不在 (市町村) 者面積		
				計	県 内	県 外
実 数 (h a)	年					
	年					
	年					
構成比 (%)	年					
	年					
	年					

- (注) 1. 資料は、農林業センサスとする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
3. 構成比 () は、不在 (市町村) 者面積の県内、県外比率とする。

③民有林の齢級別面積

(単位：h a)

区分	齢級別 総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11齢級 以上
民有林計	2,435	18	31	114	245	242	1,785
人工林	1,069	16	20	64	61	149	759
天然林	1,366	2	11	50	184	93	1,026
備考	スギ 22.0%		ヒノキ 6.2%		アカマツ・クロマツ 39.2%		

- (注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として、記入する。
2. 備考欄には主要樹種別の面積比率を記入する。

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～	-	10 ～ 20ha	-	50 ～ 100ha	-
1 ～ 5ha	-	20 ～ 30ha	-	100 ～ 500ha	-
5 ～ 10ha	-	30 ～ 50ha	-	500ha以上	-
				総数	-

- (注) 1. 資料は、2010年農林業センサスとする。

⑤作業路網の現況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (Km)	備考
基幹路網	9	17.6	
うち林業専用道			

- (注) 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について計上するとともに、そのうち林業専用道の内訳についても記載する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、断続的な利用が可能なものに限る、林業専用道として計上することができる。

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (Km)	備考
森林作業道			

- (注) 細部路網は、森林作業道について計上する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限る、森林作業道として計上する。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在

- (注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6)市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		50,894	(注) 都道府県別産業別総生産額は、
内 訳	第1次産業	0	内閣府「県民経済計算年報」に掲載され
	うち林業 (B)	0	ている。
	第2次産業	59,397	これに準ずる方法により算定される市町
	うち木材・木製品製造業 (C)	0	村別の数量を記載する。
第3次産業	2,410		
B+C/A		0.0%	

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	-	-	-
うち木材・木製品製造業 (B)	-	-	-
B/A	-	-	-

(注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる

(7) 林業関係の就業状況

区 分	組合・事業者数	従業者数		備 考
			うち作業員数	
森林組合				
生産組合				
素材生産業				
製材業				
森林管理署				
合 計				

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による寄与機
自走式搬器							リモコン操作による巻上搬器
集材車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計							
(高性能機械)							
フェラーバンチャー							
スキッダ							伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ・グラップルソ							枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ							積載式集材車両
タワーヤーダー							タワー付き集材機

(注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。

2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産状況

	生しいたけ	なめこ	ひらたけ	まいたけ		
生産量						
生産額 (百万円)						

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) 森林管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積・樹種・林齢・材積等)	経営管理実施権設定の有無

- (注) 計画作成 (変更) 時点の状況について記入する。

(11) その他必要なもの